

時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超える回数 (6回以内に限る。)	延長すること及び休日労働の時間数 法定労働時間と休口を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働者に係る割増賃金率	延長すること及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)
業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	110人	6時間	6回	80時間	30%	680時間	30%
営業・事務・接客 機械操作・製造							
溶接・組立・検査 倉庫作業・運搬 清掃等							
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ (具体的内容)						
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>							

協定の成立年月日 令和4年 6月 23日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 ()
 協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()
 選挙による選出

職名 氏名
 製造工 阿部 純 貞


上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用 者 株式会社友和 義一
 氏名 代表取締役 佐藤

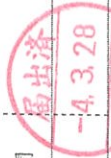
日 立 労働基準監督署長殿

時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険 番号	08102004492000	協定番号	000
法人番号	7050001024086	統一労働協約番号	

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
労働者派遣		株式会社 友和		(〒318-0003) 茨城県高萩市下手綱字天南堂 2431-1 (電話番号: 0293-24-3368)		2022年4月1日～ 2023年3月31日	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
		業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	営業・事務・接客・機械操作・製造・溶接・組立検査・倉庫作業・運転清掃等	100	6時間	45時間	360時間
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	6時間	42時間	320時間
		業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	機械操作製造・溶接・運転組立・検査・倉庫作業等	10人	8時間	8時間	
休日労働		業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
		業務上の都合によりやむおえない場合 (詳細別紙)	営業・事務・接客・機械操作・製造・溶接・組立検査・倉庫作業・運転清掃等	110人	土日祝日 (その他会社カレンダーによる)	1カ月に2日	8:00～17:00



上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。

(チェックボックスに要チェック)



1. 時間外労働及び休日労働を必要とする具体的事由は下記の通りとする。

次の業務に従事する場合

- ① 納期に完納しないと重大な支障を起こすおそれのある業務
- ② 締切日の切迫による賃金計算、棚卸し、検収、支払等に関する業務
- ③ 緊急な事故又は、不良対策に関する業務
- ④ 工事の監督、立会等に関する業務
- ⑤ 緊急な立会い、試験、検査等に関する業務
- ⑥ 緊急な設計、試作、見積等に関する業務
- ⑦ 災害予防及び災害による施設設備の復旧に関する業務
- ⑧ 賃金、賞与、その他給与改訂に関する業務
- ⑨ 予算、決算に関する業務
- ⑩ 炉、機械設備等連続作業が必要な業務
- ⑪ その他前各号に準ずる業務

2. 特別な事情

- ① 予算、決算業務
- ② ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- ③ 納期のひっ迫
- ④ 大規模なクレームへの対応
- ⑤ 機械のトラブルへの対応

3. 割増賃金について

延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は30%とする。

1年360時間を超えた場合の割増賃金率は30%とする。

以上